

亀山市市民農園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第12号

亀山市市民農園条例の一部を改正する条例

亀山市市民農園条例（平成17年亀山市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(使用料) 第11条 使用者は、1区画当たり年 額 <u>9,900円</u> を市長が指定する日 までに納付しなければならない。	(使用料) 第11条 使用者は、1区画当たり年 額 <u>6,000円</u> を市長が指定する日 までに納付しなければならない。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。